

理事及び監事の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県栄養士会（以下「本会」という。）定款第27条に基づき、理事及び監事の報酬等の支払いに関し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）の趣旨に則った妥当性と透明性の確保された所要の事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、日当、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区別されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする
- (3) 常勤とは、週3日以上本会の事務所にて勤務することをいう。
- (4) 非常勤とは、第3号の日数に至らない日数本会の事務所にて勤務することをいう。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、以下の各号に掲げる者とこれに対する報酬等に限り、支給することができる。

- | | |
|---|------|
| (1) 常勤の理事 | 月額報酬 |
| (2) 会員以外から選出された監事 | 月額報酬 |
| (3) 会長たる代表理事 | 月額報酬 |
| (4) 副会長たる代表理事及び常任理事たる業務執行理事 | 月額報酬 |
| (5) 非常勤の理事（ただし、第3号、第4号に該当しない理事。以下「非常勤の理事」という。）及び
会員から選出された監事 | 日当 |

2 前項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。

(月額報酬の支払いとその額)

第4条 前条第1項第1号から第4号までにに基づき、常勤の理事、会員外から選出された監事、会長たる代表理事、副会長たる代表理事及び常任理事たる業務執行理事には、それぞれ月額報酬を支給する。

2 前条第1項第5号に基づき、非常勤の理事及び会員から選出された監事には、日当を支給する。

3 前2項による支給額は、(別表) 理事及び監事報酬表のとおりとする。

(月額報酬の支給)

第5条 月額報酬の支給日、支給方法並びに月額報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員を対象として別に定める給与規程に準ずる。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、総会の決議により行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

(別表) 理事及び監事報酬表

常勤の理事	月額 80,000 円
会員以外から選出された監事	月額 30,000 円
会長たる代表理事	月額 12,000 円
副会長たる代表理事及び常任理事たる業務執行理事	月額 6,000 円
非常勤の理事及び会員から選出された監事	日額 700 円